

## 兵庫県海区漁業調整委員会委員候補者審査会設置要綱

### (設置)

第1条 兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会並びに但馬海区漁業調整委員会の委員の被推薦者及び応募者（以下「海区委員候補者」という。）の評価を行うため、兵庫県海区漁業調整委員会委員候補者審査会（以下「候補者審査会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 候補者審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 兵庫県海区漁業調整委員会の委員選任に関する要綱及び兵庫県海区漁業調整委員会委員候補者評価要領に基づき、海区委員候補者の評価を行うこと。
- (2) 前号の評価に関し必要な事項を審議すること。

### (組織)

第3条 候補者審査会は次に掲げる委員で組織する。

- (1) 農林水産部長
- (2) 農林水産部次長（事務）
- (3) 農林水産部次長（技術）
- (4) 農林水産部総務課長
- (5) 農林水産部水産漁港課長

### (会長)

第4条 候補者審査会に会長を置く。

- 2 会長は農林水産部長が務める。
- 3 会長は会務を総括し、候補者審査会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、農林水産部次長（事務）がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 候補者審査会は会長が招集する。

- 2 候補者審査会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、評価のため必要があるときは、関係者に対し、その出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

### (持回り審議)

第6条 前条の規定にかかわらず、会長が認めるときは、第2条各号に規定する事項について持回り審議することができる。

### (庶務)

第7条 候補者審査会の庶務は、農林水産部水産漁港課において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、候補者審査会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和2年10月2日から施行する。
- 2 一部改正 令和6年9月5日